

青森県報

第二千五百七十七号

平成十八年
一月十三日
(金曜日)

目 次

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則	（総合販売略課）	一
告示		
字区域の変更	（市）	二
字の区域及び名称の変更	（振興町）	二
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	（同）	二
介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス事業の廃止の届出	（高年齢福祉保険課）	五
介護保険法による指定居宅介護支援事業者の居宅介護支援事業の廃止の届出	（同）	五
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	（同）	五
介護保険法による指定介護療養型医療施設の指定の辞退	（同）	六
身体障害者福祉法による医師の指定	（障害福祉課）	六
証紙売りさばき人の業務の廃止の届出	（出納課）	六
公 告		
政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表	（総務学事課）	七
地域森林計画の公表	（林政課）	七
地域森林計画変更の公表	（同）	七
換地処分	（都市計画課）	七

出先機関

土地改良区の役員の就任及び退任

（下北地方農林水産事務）

規 則

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二号

青森県地方卸売市場規則の一部を改正する規則

青森県地方卸売市場規則（昭和四十七年四月青森県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第九条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第三号中「卸売した」を「卸売をした」に改め、同条第四号中「の卸売業者に」を「において卸売の業務（地方卸売市場以外の卸売市場において卸売をする業務を含む。以下この条において同じ。）を行う者に」に、「卸売する」を「卸売をする」に改め、同条に次の二号を加える。

五 卸売業者が、当該地方卸売市場以外の卸売市場において卸売の業務を行う者との間においてあらかじめ締結した集荷の共同化その他の卸売の業務の連携に関する契約に基づき、当該卸売市場において卸売の業務を行う者又は当該卸売市場において卸売業者から卸売を受けることにつき開設者の許可若しくは承認を受けた者に対して卸売をする場合であつて、当該契約に基づく卸売が次に掲げる要件を満たしているとき。

イ 当該契約において卸売の対象となる生鮮食品等の品目、数量の上限、卸売の実施期間（一月以上のものに限る。）及び入荷量が著しく減少した場合の措置が定められていること。

ロ 卸売業者が、当該契約の契約書の写し及び当該地方卸売市場の開設者の定める事項を記載した申請書を当該開設者に提出して、当該地方卸売市場における

五七、四五の六〇から四五の六七まで、四五の七六の一部、四五の七七の一部、四五の七八から四五の八二まで、四五の九八から四五の一〇〇まで、四五の一〇三、四五の一〇四、四五の一〇五の一部、四五の一〇七の一部、四五の一五から四五の一八まで、四五の一八九から四五の二二一までの各一部、四五の二二二、四五の二二三、四五の二二五、四五の二二三の一部、四五の二三九の一部、四五の一四〇から四五の一四三まで、四五の一四四の一部、四五の一五七の一部、四五の一五八の一部、四五の一五九、四五の一六〇、四五の一六一の一部、四五の一六二から四五の一六八まで、四五の一六九の一部、四五の一七四から四五の一七六まで、四五の一八六、四五の一八七、四五の一八九、四五の二〇一、四五の二〇三から四五の二二三まで、四六の一、四六の三から四六の一まで、四七の二、四七の三、四七の七、六五の六から六五の八まで、六五の一、大字大清水四丁目一〇の一〇、一〇二の九、一〇二の一〇、一〇二の一八、一〇二の一九、大字安原三丁目一の一、一〇二の九、一〇二の一〇、二の一部、一〇二の一四の一部、一〇二の三の一部、一〇二の四、一〇二の二の一部及びこれらの区域に介在する道路である公有地の全部を新たに大字泉野一丁目とする。

大字大清水字上広野四五の一〇の一部、四五の二二の一部、四五の一五の一部、四五の一六、四五の一七の一部、四五の一八、四五の一九、四五の二〇の一部、四五の二一、四五の二二、四五の二三の一部、四五の二九から四五の三一まで、四五の三二の一部、四五の三七、四五の三八、四五の五六、四五の五九、四五の六八から四五の七五まで、四五の七六の一部、四五の七七の一部、四五の八三、四五の八四、四五の八五から四五の八七までの各一部、四五の八八から四五の九六まで、四五の一〇一、四五の一〇二、四五の一〇八から四五の一四まで、四五の一一九から四五の二二二までの各一部、四五の二二六から四五の二三二まで、四五の二三四から四五の二三八まで、四五の二三九の一部、四五の一四四の一部、四五の一四五から四五の一五六まで、四五の一五七の一部、四五の一五八の一部、四五の一七九から四五の一八三まで、四五の一八九、四五の一九〇、四五の一九四から四五の一九七までの各一部、四五の一九八から四五の二〇〇まで、七九の四の一部、七九の五の一部、七九の七、七九の九、七九の三一の一部、七九の三二、七九の三三の一部、七九の三四の一部、七九の三七の一部、七九の三八の一部、七九の四一の一部、七九の四二から七九の四九まで、一三七から一三九まで、大字大清水字下広野三四の二、三四の一四、三四の一五の一部、三四の二二の一部、三四の二八から三四の三四まで、六五の二から六五の五まで、六六の二、六七の二から六七の九まで、六八の二の一部、六八の六の一部、七一の二

の一部、七一の二、七二の二の一部、七二の四の一部、八五の二の一部、八五の二、八六の二の一部、八六の六の一部、八六の九から八六の一二までの各一部、八七の二から八七の三までの各一部、八八の二から八八の八まで、九一の二から九一の五まで、九二の二、九二の三の一部、九二の三から九二の五まで、九二の六の一部、九二の七、九三の一部、九四の二の一部、九四の三の一部、九四の四の一部、大字広野一丁目二七の二の一部、二七の四の一部、二七の五の一部、二八の八の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を新たに大字泉野一丁目とする。

大字大清水字上広野三六の二の一部、三六の三の一部、三六の五の一部、三六の一〇の一部、三六の二三の一部、三六の二四の一部、三六の一八の一部、三六の一九の一部、三六の二〇、三六の二九の一部、三六の四〇の一部、三六の四一の一部、四三の四、四三の九の一部、四三の一〇、四三の一四から四三の一八まで、四三の一九から四三の二二までの各一部、四三の二八から四三の三〇まで、四五の六から四五の八までの各一部、四五の九、四五の一〇の一部、四五の一、四五の二七、四五の二八、四五の三二の一部、四五の三五、四五の八五から四五の八七までの各一部、四五の一七七、四五の一七八、四五の一八四、四五の一八五、四五の一八八、四五の一九一、四五の一九二、四五の一九四から四五の一九七までの各一部、一三四から一三六まで、大字大清水字下広野三三の一から三三の三までの各一部、一三三の二の一部、二七の二の一部、二七の二の一部、二八の二から二八の三までの各一部、二九の一、二九の二の一部、三〇の二の一部、三〇の三、三〇の四から三〇の五まで、三三、三三の二から三三の六まで、三四の一、三四の二、三四の三、三四の四から三四の五まで、三四の二二から三四の二七まで、三四の三五から三四の五一まで、三五の二から三五の四まで、三六、三七の二から三七の四まで、三八の一、三八の二、三九の一部、四一の二から四一の五まで、四二の二から四二の四まで、四五の二の一部、四五の三、四五の四の一部、四五の六から四五の八まで、四七の二の一部、四七の三の一部、四七の五の一部、四七の六の一部、四八の二の一部、四八の三、四八の四から四八の八までの各一部、五七の二、五七の三から五七の五までの各一部、五八の二、五八の三、五八の四、五八の五、五八の六の一部、五八の七から五八の九まで、五九の二、五九の三、六〇の二から六〇の五まで、六一の二から六一の六まで、六二の二から六二の五まで、六八の二、六八の三から六八の五まで、六八の六の一部、六八の七から六八の九まで、六九の二、六九の三、七〇の二から七〇の六まで、七一の二の一部、七一の三、七二の二から七二の八までの各一部及

びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を新たに大字泉野三丁目とする。

大字清水字上広野一九の三一、二〇の一、二〇の三、二〇の一三、二〇の一五、二〇の一八、二二の三、二二の四、二二の七、二二の八、二二の一五、二二の一六、二二の一九から二二の二二まで、二二の二三、二二の二四、二二の二、二二の六、二二の五、二二の六、二六の一から二六の八まで、二六の一〇から二六の一五まで、二八の一から二八の四まで、二九の一から二九の二〇まで、三〇の一から三〇の三まで、三一の一から三一の五まで、三二の一、三二の七から三二の二二まで、三三の一四から三三の一九まで、三六の一、三六の三の一部、三六の四の一部、三六の八の一部、三六の一の一部、三六の二、三六の二一、三六の二二の一部、三六の二三、三六の三〇の一部、三六の三一、三六の三二の一部、三六の三三、三六の四〇の一部、三六の四二から三六の四四まで、三七の二から三七の五までの各一部、三七の一から三七の一三までの各一部、三八の三の一部、大字清水字下広野三の一、四の一、四の二、四の四から四の一〇まで、五の一、五の二、五の三、五の四、五の五、五の六、五の七、五の八、五の九、五の一〇、五の一、五の二から五の五の四まで、一六の二から一六の五まで、一七、一八、一九の一、一九の二、二〇の一から二〇の七まで、二二の一から二二の七まで、二二の一から二二の六まで、二三の一から二三の三までの各一部、二三の四から二三の二〇まで、二三の二二の一部、二四の一、二四の二、二五の二、二六の一から二六の四まで、二七の一の一部、二七の二の一部、二七の三から二七の五まで、二八の一から二八の三までの各一部、二九の二の一部、三〇の一の一部、三九の一部、四四の一から四四の三まで、四五の一の一部、四五の二、四五の四の一部、四五の五、四六の一から四六の四まで、四七の二の一部、四七の三の一部、四七の四、四七の五の一部、五〇の一の一部、五一の一から五一の三までの各一部、五二の四から五二の七までの各一部、五二の八、五二の二六の一部、五二の一七の一部、五八の三の一部、五八の六の一部、一〇の一、一一の一、一一の二、一一の三、一一の九から一一の九まで、一二、一二の二、一三〇の一、一三〇の二、一三二の一、一三三の二、一三三の三、一三三の四、一三五、一三六、一三七の一部、一三八の一から一三八の三まで、一三九、一四〇、一四一の一から一四一の三まで、一四二、一四七から一四九まで、大字清水森字村元一〇九、一一四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を新たに大字泉野四丁目とする。

大字清水字下広野四七の一の一部、四七の三の一部、四七の五の一部、四七の六の一部、四八の一の一部、四八の四から四八の八までの各一部、四九、五〇の一の一部、五〇の三から五〇の五まで、五一の一から五一の三までの各一部、五一の四から五一の六まで、五二の一から五二の三まで、五二の四から五二の七までの各一部、五二の九から五二の一五まで、五二の一六の一部、五二の一七の一部、五三、五四の一から五四の七まで、五五の一から五五の三まで、五六の一、五六の二、五七の一、五七の三から五七の五までの各一部、七二の一の一部、七二の三から七二の八までの各一部、七四の一、七四の二、七五の一から七五の二まで、七六、七七の三、八〇の一、八一の一、八一の二、八二の一から八二の九まで、八三の二の一部、八三の七、八三の九から八三の一二まで、八三の三五から八三の三七まで、八三の三八の一部、八四の一から八四の六まで、八五の一の一部、八五の三から八五の一〇まで、八六の一、八六の二の一部、八六の三から八六の五まで、八六の六の一部、八六の七、八六の八、八六の九から八六の一二までの各一部、八六の二一から八六の二九まで、八七の一から八七の三までの各一部、九四の一の一部、九四の三の一部、九四の四の一部、九六の三の一部、九六の四から九六の七まで、九八の二の一部、九八の三から九八の五まで、九八の六の一部、九八の七から九八の一八まで、九八の一九の一部、九八の二〇から九八の二二まで、九八の二三の一部、九八の二四の一部、九八の二六の一部、九九の一、九九の三、一〇〇の一、一〇〇の二、一一三の一から一一三の六まで、一三七の一部、一四五、一四六、一五〇、一五三、大字清水森字村元一一四の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部を新たに大字泉野五丁目とする。

大字清水字下広野八三の二の一部、八三の四の一部、八三の五、八三の一五、八三の三八の一部、九四の一の一部、九四の二の一部、九五、九六の二、九六の三の一部、九八の一、九八の二の一部、九八の六の一部、九八の九の一部、九八の二三の一部、九八の二四の一部、九八の二五、九八の二六の一部、九八の二七、一〇三、一〇四の一から一〇四の四まで、一〇五の一、一〇六の一、一〇六の四から一〇六の一まで、一二五の一から一二五の八まで、一五一、一五二、一五四及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部を大字泉野一丁目編入する。

大字清水字上広野四五の二〇の一部、四五の四二、四五の四六、四五の一〇五の一部、四五の一〇六、四五の一〇七の一部、四五の一二四、四五の一三三の一部、四五の一六一の一部、四五の一六九の一部、七九の四の一部、七九の五の一部、七九の

一、七九の一四、七九の一八から七九の三〇まで、七九の三一の一部、七九の三三の一部、七九の三四の一部、七九の三五、七九の三六、七九の三七の一部、七九の三八の一部、七九の三九、七九の四〇、七九の四一の一部、大字清水字下広野八三の四の一部、九二の二の一部、九二の六の一部、九三の一部、九四の一の一部、九四の二の一部、一〇五の二、大字安原三丁目一の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を大字広野二丁目に編入する。

青森県告示第十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		指定年月日
			名称	所在地	
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	認知症対応型共同生活介護	グループレホームおのえ	南津軽郡尾上町大字中佐渡字上石田三六の一	平成一七・三・一六
社会福祉法人つがる三和会	弘前市大字三和字上恋塚一九	通所介護	デイサービスセンターおのえ	南津軽郡尾上町大字中佐渡字上石田三六の一	"
社会福祉法人美土里会	上北郡七戸町字寒水七〇の一七	認知症対応型共同生活介護	美土里荘グムループホーム	上北郡七戸町字寒水七〇の一	"
有限会社東北福祉サービス	上北郡東北町字一往來ノ下一〇の	訪問介護	アルプスヘタルサービス	上北郡東北町字一往來ノ下一〇の	"

青森県告示第十九号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止した旨の届出があったので、同法第七十

八条第二号の規定により公示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所		廃止年月日
			名称	所在地	
平賀町	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山二五の六	通所介護	平賀町東部地区デイサービスセンター	南津軽郡平賀町大字葛川字田の沢口五の一	平成一七・三・三
平賀町	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山二五の六	短期入所療養介護	平賀町国民健康保険平賀病院	南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の一	"

青森県告示第二十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第八十二条の規定により、次の指定居宅介護支援事業者から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第八十五条第二号の規定により公示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業を行う事業所		廃止年月日
名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	名称	所在地	
名川町	三戸郡名川町大字平字広場二二	名川町	三戸郡名川町大字平字広場二八の一	平成一七・三・三

青森県告示第二十一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により

公示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指 定 年 月 日
	南部町	三戸郡南部町大字苦米地字下宿三三の一	南部町居宅介護支援事業所	三戸郡南部町大字平字広場二二	

青森県告示第二十二号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十三条の規定により、次の指定介護療養型医療施設がその指定を辞退したため、同法第百十五号第二号の規定により公示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	開設の場所	指定辞退年月日
平賀町国民健康保険平賀病院	一 南津軽郡平賀町大字柏木町字藤山四七の	平成一七・三・三

青森県告示第二十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等		診療科目	指 定 年 月 日
	名称	所在地		
堀田 一彦	十和田東病院	十和田市大字三本木字里ノ沢一の二四七	循環器内科（心臓機能障害）	平成一六・一・一
中村 秀雄	弘前大学医学部附属病院	弘前市大字本町五三	眼科（視覚障害）	〃
高橋 奈美子	医療法人浅水眼科馬場町眼科	八戸市大字馬場町二	〃	〃
高谷 俊一	五所川原市立西北中央病院	五所川原市字布屋町四一	外科（直腸機能障害）、小腸機能障害	〃
今田 慶行	弘前脳卒中センター	弘前市大字扇町一丁目二の一	内科、リハビリテーション科（肢体不自由障害）、音声・言語機能障害	〃

青森県告示第二十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成十七年十月十日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
青森市幸畑五丁目一の一
株式会社ママシヨップ

公

告

政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の公表

平成十七年十月から同年十二月までの間の政府調達に係る苦情の受付及び処理の状況の概要を次のとおり公表する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

政府調達に係る苦情の申立てはなかった。

地域森林計画の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定により、東青森林計画区に係る平成十八年四月一日から十年間の地域森林計画をたてたので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該地域森林計画は、青森県農林水産部林政課及び東地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

地域森林計画変更の公表

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規定により、津軽森林計画区に係る平成十四年四月一日から十年間の地域森林計画を変更したので、同法第六条第六項の規定により公表する。

なお、当該変更後の地域森林計画は、青森県農林水産部林政課並びに中南地方農林水産事務所及び西北地方農林水産事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、弘前市安原第二土地区画整理組合から弘前広域都市計画事業安原第二地区土地区画整理

事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十八年一月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

出 先 機 関

土地改良区の役員就任及び退任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、川内町土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年一月十三日

下北地方農林水産事務局長 鳴 海 昌 彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就任及び退任 の 年 月 日
理 事	福永 忠雄	むつ市川内町休所四二の一六一	平成 一七・一〇・七就任
"	仙台 金義	川内町川内三九九	"
"	野里 岩雄	川内町下小倉平一一二の一	"
"	村口 豊	川内町上小倉平一三三の一	"
"	徳田兼太郎	川内町前田六六の四	"
"	赤松 功	川内町松川稲沢一六の一	"
監 事	板井 忠強	川内町上小倉平一〇〇	"
"	板井 磯美	川内町中畑二七の一	"
理 事	福永 忠雄	川内町休所四二の一六一	一七・一〇・六退任
"	坪田智十司	川内町榎木一七二の二	"
"	仙台 金義	川内町川内三九九	"
"	工藤 直義	川内町蛸崎八三	"
"	野里 岩雄	川内町下小倉平一一二の一	"
"	板井 網義	川内町上小倉平一〇一	"

" " 監 " "				
事				
板井 磯美	田中勝 太郎	板井 忠強	赤松 功	徳田兼 太郎
" " " " "				
"	川内町 中畑三 一〇〇	川内町 上小倉 平一〇〇	川内町 松川稻 沢一六 の一	川内町 前田六 六の四
" " " " "				

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番
七七号 東奥印刷株式会
社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭